

# 福岡市重度障がい者等就労支援事業者の登録申請手続きについて

## 1 登録要件の確認

福岡市重度障がい者等就労支援事業実施要綱第 17 条（サービス提供の事業者）をお読みいただき、登録要件を満たすことを確認してください。

## 2 書類の送付

登録要件を満たす場合、下記の書類（1）～（4）を本市担当宛に郵送してください。

- （1） 福岡市重度障がい者等就労支援事業者登録申請書（様式第 8 号）
- （2） 管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（重度障がい者等就労支援事業用参考様式）
- （3） 既に指定を受けている障がい福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）の指定障がい福祉サービス事業者指定（更新）通知書の写し
- （4） 重度障がい者等就労支援事業従事（予定）者の資格証の写し

※重度障がい者等就労支援事業者（予定）者で、既に指定を受けている障がい福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）の資格証の写しを提出すること。

※登録申請書、協定書は事業所ごとに法人代表者名で作成してください。

※登録申請受付後、協定書 2 通を送付しますので、押印のうえ、面談の際に持参してください。

※原則、毎月 10 日までに受け付けた登録申請について、翌月 1 日付けで登録します。

※（1）（2）の様式は、市ホームページに掲載しています。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等） > 重度障がい者等就労支援事業について（事業者向け）

## 3 面談

ご提出いただいた書類に基づき、事業者登録に係る面談を行います。本市担当より連絡しますので、日程調整後、来所していただきます。（押印済の協定書 2 通を持参してください。）

## 4 登録通知、協定書の締結

面談の結果、事業実施について問題がないと認められれば、後日、登録通知書と市長印を押印した協定書 1 通を送付します。

## 5 留意点

福岡市に事業者登録した場合、福岡市において重度障がい者等就労支援事業の支給決定を受けた方に対するサービス提供及び福岡市への給付費の請求が可能になります。他市町村の方にサービス提供する場合は、それぞれの市町村にお問い合わせください。

### 【担当】

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市福祉局障がい福祉課指定指導第 2 係  
（重度障がい者等就労支援事業担当）

TEL 092-711-4249 FAX 092-711-4818

MAIL s-fukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp